

お知らせ

(令和4年8月 山口市契約監理課)

工事における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の改正

次のとおり、**令和4年9月1日以降に入札公告または指名通知**をする工事から制度を改正します。

改正点その1

調査基準価格および最低制限価格の算定式において現場管理費の算入率を引き上げます。

	現行	改正後
土木系工事 および 営繕系工事	【計算式】…各々の合計値 直接工事費 × 10 / 10 共通仮設費 × 9 / 10 現場管理費 × 8 / 10 一般管理費等 × 7 / 10	【計算式】…各々の合計値 直接工事費 × 10 / 10 共通仮設費 × 9 / 10 現場管理費 × 9 / 10 一般管理費等 × 7 / 10

改正点その2

調査基準価格および最低制限価格の算定において、小数点以下の切捨てとしていたのを改め、千円未満を切り捨てるものとします。

計算例

(単位：円)

項目	①設計金額	②率	①×②
直接工事費	28,000,880	10/10	28,000,880 (小数点以下切捨)
共通仮設費	3,725,892	9/10	3,353,302 (小数点以下切捨)
現場管理費	10,637,000	9/10 改正前：8/10	9,573,300 (小数点以下切捨)
一般管理費等	7,996,228	7/10	5,597,359 (小数点以下切捨)
合計 (予定価格・税抜)	(上記の合計) 50,360,000		(上記の合計) 46,524,841

千円未満切捨

改正前：小数点以下切捨

改正前は小数点以下切捨としていたが、項目毎に小数点以下を切り捨てた数値の合計としていたため、実質的には合計値の端数処理は不要としていたもの。

調査基準価格または最低制限価格

46,524,000

調査基準価格 × 0.98

(小数点以下切捨) **改正なし**

判断基準額

(低入札価格調査制度の場合のみ)

45,593,520

ご注意

令和4年8月31日までに入札公告または指名通知をした案件は**従来どおり(改正前の算出方法)**です。入札公告の冒頭に記載の日付(公告日)または指名通知の右上の日付(指名通知日)をご確認ください。

山口市低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領

山口市低入札価格調査実施要領の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新旧対照表

新	旧
(調査基準価格の設定) 第3条 工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合で、当該申込み(入札)に係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は次のとおりとする。 (1) 土木系工事(土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事)(様式第1号) 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の<u>9/10</u>+一般管理費等の7/10」(費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨)を合計) から千円未満を切り捨てた価格とする。 (2) 営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事)(様式第1-1号) 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の<u>9/10</u>+一般管理費等の7/10」(費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨)を合計) から千円未満を切り捨てた価格とする。 営繕系工事において直接工事費の額は、設計図書上の直接工事費から現場管理費相当を減じた額とし、現場管理費の額は、設計図書上の現場管理費に設計図書上の直接工事費から減じた	(調査基準価格の設定) 第3条 工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合で、当該申込み(入札)に係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は次のとおりとする。 (2) 土木系工事(土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事)(様式第1号) 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の<u>8/10</u>+一般管理費等の7/10」(費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨)を合計) _____とする。 (2) 営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事)(様式第1-1号) 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の<u>8/10</u>+一般管理費等の7/10」(費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨)を合計) _____とする。 営繕系工事において直接工事費の額は、設計図書上の直接工事費から現場管理費相当を減じた額とし、現場管理費の額は、設計図書上の現場管理費に設計図書上の直接工事費から減じた

現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

設計図書上の直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

設計図書上の直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨）

（調査の方法）

第9条 省略

2 工事担当課長は、調査対象者に対して、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から順次調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、**前条第3項**に掲げる資料等の全てを提出するよう求めるものとする。ただし、第4条に規定する判断基準額を適用する工事については、**前条第3項第5号**から第11号に掲げる資料等の提出を求めないものとする。

（判断基準）

第10条 前条の調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 数值的判断基準（工事費内訳書の審査基準）

現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

設計図書上の直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

設計図書上の直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨）

（調査の方法）

第9条 省略

2 工事担当課長は、調査対象者に対して、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から順次調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、**前条**に掲げる資料等の全てを提出するよう求めるものとする。ただし、第4条に規定する判断基準額を適用する工事については、**前条第1項第5号**から第11号に掲げる資料等の提出を求めないものとする。

（判断基準）

第10条 前条の調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 数值的判断基準（工事費内訳書の審査基準）

(ア)～(キ) 省略 (ク) 管理費（現場管理費＋<u>一般管理費等</u>）は、設計金額の４５％以上であること。 (ケ) 省略 ２～４ 省略 別紙１・別紙２…改正後の要領のとおり ※「一般管理費」に「等」を付す改正 付表１、付表２、様式第１号及び様式第１－１号…改正後の要領のとおり ※現場管理費の率を「９／１０」とし、「一般管理費」に「等」を付し、端数処理方法を追記する改正	(ア)～(キ) 省略 (ク) 管理費（現場管理費＋<u>一般管理費</u>）は、設計金額の４５％以上であること。 (ケ) 省略 ２～４ 省略 別紙１・別紙２…改正前の要領のとおり 付表１、付表２、様式第１号及び様式第１－１号…改正前の要領のとおり
---	---

(施行期日)

- この要領は、令和４年９月１日から施行する。

(経過措置)

- この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。